



21西尾

21世紀にける西尾市民会議〈2023.6.1〉No.149



PFI関係の訴訟

ほとんど 市側の 勝訴!!

No.149

ご覧下さい。ご意見もどうぞ <http://www.noriko.to/>

のりこ & のりゆきの 辛口議会だより



熊さん

「よっ、」隠居さん、随分久しぶりじゃねえか、どうしてたんだよう!？」

「隠居」

「「おさただったねえ。この間、PFI問題ではエリアラン(SPPC)が市に対して、訴訟を連発してきたら、その行方をみていたのわ。」

熊さん

「おう、去年の3月末に、市がPFI契約を解除してからも、次から次に裁判を起してきてたよなあ。」

「隠居」

「そうなんだよ。SPPCは「PFI契約の解除は無効」と主張している。「契約書には、解除規定がないんだから契約期間中の解除はできない。このまま30年間契約を続けさせろ」といって言い分けた。」

熊さん

「おいおい、大変なものだなあ。」

「市長としては、1期目に事業の見直しをしてから4年間、ずっと裁判所での話し合いで折り合うところを探ってきたんだが、相手は「ミリも譲らず、結局、和解には至らなかった。」

熊さん

「そうだったなあ。で、2期目の当選の後、契約解除に踏み切ったわけだよな。」



「隠居」

「そう。民法を根拠に契約解除を通知した。どんな契約だって、この世に解除できない契約なんてないんだからね。」

熊さん

「あつたりまえだろー選挙で見直しの民意は定まったんだし、PFIの事業が始まってからは、決算審査でもさらし、その酷さが明らかになったんだからなあー」

「隠居」

「そうしたら、SPPCは、

ア、「市役所の支所棟の買取りが契約の日より遅れた。そのため生じた増加費用(2050万円)を支払え」

イ、2年前の「色支所の仮園い撤去の判決で」「裁判所が認めなかった費用(2640万円)を支払え」

ウ、一色の公民館や市民交流センターの管理ではPFI契約解除後、「市がエリアランを指定管理者から外したことも」契約の解除は無効だから「取消せ」と提訴した。」

熊さん

「その他にも、SPPCに加担する元職員からは「一色B&Gプールの解体をSPPC以外の業者にしたのはけしからん。その分の損害(3220万円)を支払え」と提訴されたよな。」

「隠居」

「今年に入ってから、それらの訴えにそれぞれ裁判所の判断が出たんだよ。」

熊さん

「おつた、どうなったんでえ。」

「隠居」

「どれも、裁判所は、SPPCの主張を認めなかったよ。」
「それになくくひも、ちも。」
「吉良支所棟の遅延損害金の請求は、「一色の名古屋地方裁判所では」「市には支払いの義務はない」との判決だったし、「一色の名古屋高裁でも同じ判断だった。」

熊さん

「SPPCが提訴した2つの訴訟は市の勝訴が確定したんだな。」

「隠居」

「それと、ウの件についても、SPPC側の不服申立ては却下されてる。SPPCは認めぬつもりでは控訴しているが、お。」

訴訟の内容、表面以外にも…

熊さん ①の判決では、裁判所から、西尾地域開発が提出した証拠書類の「元号」が不合理だと言われているね。

「隠居」 平成31年3月14日に市に提出した書類に「令和1年6月」との記載があったのだが、「その時点では、新元号が「令和」と明らかではなかった」と指摘されたのだ。後付けがバレバレだ。何てこった…西尾地域開発は証拠をねつ造してたという疑いすら生じてくる…。

「隠居」 そうだね。

熊さん

「隠居」

「市からの工事中止要請で」「新設施設」「改修施設」「解体施設」の工事も日程も変更になったことによって費用が増えた。その増加費用を払え」というのだ。

熊さん 契約解除も契約の変更も認めない。まるで「駄目」だね。

「隠居」 そうだねえ。しかし、これまでの裁判所の判断では、増加費用は認められていない。

熊さん 当然だね。SPCが実際に支払ってもない「増加費用」を、市に対して「支払え」なんて判決が出たら、天地がひっくりかえるぜ。

PFI関係の訴訟一覧

提訴日	事件名	市側を訴えたのは	訴えの内容	判決の状況
① 2019.12.3 (令1)	損害賠償請求	西尾地域開発 (エリアプラン西尾側の業者)	B&Gア-4の解体工事を市が行ったため予定していた工事ができなくなった。市は1,200万円を支払え。	市に支払の義務なし 市が勝訴
② 2020.5.27 (令2)	損害賠償請求	元副市長ら	B&Gア-4の解体工事を市が他の業者と契約したのは違法。中村市長は市に対し工事代金相当額3,220万円を支払え。	市に支払の義務なし 市が勝訴・確定
③ 2020.11.11 (令2) 表面のア	増加費用訴訟	エリアプラン西尾	きら支所様の買取日が延期されたために増加した費用2,050万円を支払え。	市に支払の義務なし 市が勝訴・確定
④ 2021.1.28 (令3) 表面のイ	損害賠償請求	エリアプラン西尾	旧一色支所仮囲いの判決(第29)で認められなかった費用2,640万円を支払え。	市に支払の義務なし 市が勝訴・確定
⑤ 2022.3.7 (令4) 表面のウ	指定管理取消処分差止請求	エリアプラン西尾	契約解除に伴う一色3館の指定管理の取消処分の差止め。	取消の差止めは却下 エリアプランが控訴中
⑥ 2022.8.19 (令4)	増加費用訴訟	エリアプラン西尾	工事中止要請による新設施設の買取などの変更に伴う増加費用17億6,013万円を支払え。	裁判継続中

PFIと市はなまはかりの官製談合＝西尾市方式

熊さん そもそも、PFIってというのは、事業の資金がない「行政」に代わって、民間が民間の資金で事業をやっていく制度なんだろ？

「隠居」

熊さん

「隠居」

そうだよ。ところが「西尾市方式」は民間(SPC)にも資金がないため、金融機関から金を借りて事業資金にするというものだったんだ。なんだよう。民間が資金を出さないじゃPF-1なんて言えねえじゃないか。

熊さん

「隠居」

熊さん

「隠居」

「H&Eでおんぶにだっこ」市丸抱えの計画だったってことだ。とてもじゃないが「対等な契約関係」だなんて言えるモノじゃなかった…。その契約自体も、事業の内容、費用の計算もSPC主導だっただろう！？」

熊さん

おう、リスク分担も一方的にSPCに有利(＝市民に不利)な契約書だったよな。

改選後の議会の様子な…

熊さん

「隠居」

「昨年の選挙後の議会はどうかなんだい？ 改選前は、最大会派の市民クラブが17名と過半数超だったんで、いろんな議案が、市クの意向だけで決まっちゃう弊害があったが、今は、違うね。」

熊さん

「新政れいわ」8名、「新しい風」1期生ばかりで5名、「西尾みらい」4名、「自民隆盛」3名、それに「無所属」6名と大幅に増えた。公明党と共産党2名ずつ、合計30名だ。

「隠居」

無所属は改選前は2名だったが、人数が増えたんで、議会運営委員会(議会の運営を決定する会議)に代表者1名の出席を申入れてきたんだよ。

熊さん

そりゃそうだ。議会の20%もの意見が反映されないんじゃあ、民主的な議会とは言えねえよ。

「隠居」

申入れから2年、ようやくこの4月からオプザバー出席(採決権なし)が認められた。おやおや、随分と長くかかったもんだなあ。

熊さん

「党派」(3名以上)を組んでいなきゃダメだと主張する「守旧派」の連中がいたせいでよ。

熊さん

議会の運営を協議する会議だろう。議員なら誰でも「意見を出せる場」でなきゃならん筈だし、イデオロギーも何も関係ないだろ？

「隠居」

あたしもう思うがねえ。この4月には、議会人事を決める会議にも、代表を1名認めるよう申入れを出したそうだよ。